

平成 29 年度における国民健康保険の制度改革について

1. 低所得者に係る国民健康保険料の軽減判定所得の見直し【資料：2 頁】

① 内容

- ・ 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を 27 万円（現行：26.5 万円）に引き上げる。
- ・ 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を 49 万円（現行：48 万円）に引き上げる。

② 実施時期

- ・ 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布後、平成 29 年 3 月市議会に条例改正議案を上程する予定。
- ・ 平成 29 年 4 月から実施する予定。

2. 高額療養費制度の見直し（70 歳以上）【資料：3 頁】

① 第一段階（平成 29 年 8 月施行分）の内容

- ・ 現役並み所得者における外来療養に係る算定基準額について、現行の 44,400 円から 57,600 円に引き上げる。
- ・ 一般所得者における外来療養に係る算定基準額について、現行の 12,000 円から 14,000 円に引き上げるとともに、新たに、自己負担額の年間（8 月～翌 7 月）の合計額に対して 144,000 円の算定基準額を設ける。
また、入院療養に係る算定基準額について、現行の 44,400 円から 57,600 円に引き上げるとともに、新たに、多数回該当 44,400 円の算定基準額を設ける。

② 第二段階（平成 30 年 8 月施行分）の内容

- ・ 現役並み所得者における外来療養に係る算定基準額を廃止した上で、所得区分を細分化し、各区分の算定基準額を設定する。
- ・ 一般所得者における外来療養に係る算定基準額について、14,000 円から 18,000 円に引き上げる。（自己負担額の年間の合計額に対して 144,000 円の算定基準額を設ける）